第十九条の十二の次に次の一節を加える。

第五節　物納を取り扱う職員の計算証明

（物納の証明責任者、証明期間及び計算書）

第十九条の十三　物納については、証明責任者は、税務署長又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十三条第三項の規定により物納に関する事務の引継ぎを受けた国税局長とし、証明期間は、一年とする。

2　計算書は、物納額計算書（第二号の五書式）とする。

（物納額計算書の証拠書類等）

第十九条の十四　物納額計算書の証拠書類及び添付書類は、会計検査院が別に指定する。

「第三章　官署支出官の計算証明」を削る。

第二十条の前に次の節名を付する。

第六節　官署支出官の計算証明

第二十条第二項を次のように改める。

2　計算書は、支出計算書（官署分）（第三号書式）とする。

第二十一条の見出しを「（支出済みの通知の添付）」に改め、同条第一項中「（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）」を削り、「によるセンター支出官から官署支出官への支出済みの通知に関する書類」を「によりセンター支出官から官署支出官に送信された支出済みの通知に係る事項を記載した書類」に改め、同条第二項中「、表紙には」を削り、「記載しなければならない」を「記載した表紙を付さなければならない」に改め、同条第三項中「支出済みの通知に関する書類」を「書類又は前項に規定する電磁的記録」に改め、「記載」の下に「し、又は記録」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の書類に記載すべき事項を電磁的記録に記録するときは、項別に区分し、各区分ごとの項名及び金額並びに総金額を電磁的記録に併せて記録しなければならない。

第二十一条の二中「第三号の二書式の主要経費別内訳表及び第三号の三書式の事項別内訳表」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

一　主要経費別内訳表（第三号の二書式）

二　事項別内訳表（第三号の三書式）

第二十二条中「次のとおり」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　支出官事務規程第五条に規定する支出の決定の内容を明らかにした書類

第二十二条第六号中「規定する」を「定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前金払又は概算払をしたものがあるときは、前金払又は概算払の別にその金額を証拠書類及び添付書類の仕切紙に内数として記載し、又はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録に内数として併せて記録しなければならない。

第二十三条の見出しを「（競争契約に関する書類の添付）」に改め、同条第一項中「公告に関する書類、予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類、すべての入札書又は入札者氏名及び入札金額を明らかにした関係職員の証明書並びに契約書の附属書類」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一　公告に関する書類

二　予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類

三　全ての入札書又は入札者氏名及び入札金額を明らかにした関係職員の証明書

四　契約書の附属書類

第二十四条の見出しを「（随意契約に関する書類の添付）」に改め、同条中「予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類、見積書並びに契約書の附属書類を証拠書類に添付し、なお、予算決算及び会計令第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約をした場合は、前回までの競争に関する概要を明らかにした調書」を「次の各号に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

一　予定価格及びその算出の基礎を明らかにした書類

二　見積書

三　契約書の附属書類

四　予算決算及び会計令第九十九条の二又は第九十九条の三の規定により随意契約をした場合は、前回までの競争に関する概要を明らかにした調書

第二十五条の見出しを「（国の材料等を使用するものに関する書類の添付）」に改め、同条第二項中「場合に」を「場合について」に改める。

第二十六条の見出しを「（直営工事に関する書類の添付等）」に改め、同条第一項中「についての最初の支出の証明の際には」を「の最初の支出について計算証明をするときは」に改め、同条第二項中「の証明の際に提出」を「について計算証明をするときの証拠書類に添付」に改め、同条第三項中「六十日」を「二月」に改める。

第二十七条を次のように改める。

（補助金等に関する書類の添付等）

第二十七条　補助金、負担金その他これらに類するものの支出については、次の各号に掲げる書類を証拠書類に添付しなければならない。ただし、三千万円を超えない補助金、負担金その他これらに類するものについては、証拠書類に添付することに代えて、会計検査院から要求のあった際に提出することができるように官署支出官が保管することができる。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「補助金等適正化法」という。）第五条に規定する申請書及びその添付書類の写し

二　補助金等適正化法第八条に規定する交付決定の通知に関する書類（補助金等適正化法の適用を受けない補助金、負担金その他これらに類するものについては、これらに準ずる書類）の写し

2　前項の規定により申請書等を会計検査院に提出した補助事業等については、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に掲げる書類を会計検査院に提出しなければならない。

一　補助金等適正化法第十四条後段に規定する補助事業等実績報告書（実績報告に関し、補助金等適正化法の適用を受けないものについては、これに準ずる書類。以下この号において同じ。）の提出があった場合　当該補助事業等実績報告書の写し

二　補助金等適正化法第十五条に規定する補助金等の額の確定があった場合　補助金等適正化法第十四条前段に規定する補助事業等実績報告書の写し及び額の確定に関する書類の写し

第二十八条の見出しを「（委託に関する書類の添付等）」に改め、同条第二項中「委託事項」を「委託に関する事項」に、「九十日」を「三月」に改める。

第三十条を次のように改める。

（証拠書類に付記する事項）

第三十条　次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項を関係する証拠書類に付記しなければならない。

一　予算決算及び会計令第百条の二第一項第四号の規定により契約書の作成を省略したとき　その旨

二　財産の購入又は借入れその他の契約について、指名競争に付したとき、又は随意契約によったとき（予算決算及び会計令第九十四条第一項第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十九条第二号から第四号まで若しくは第七号の規定に基づく場合を除く。）　適用した法令の条項

三　予算決算及び会計令第八十八条又は第八十九条の規定により次順位者を落札者としたとき　その旨

四　予算決算及び会計令第百一条の五の規定により数量以外のものの検査を省略したとき　その旨

五　継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為をしたものについて、支出をしたものがあるとき　継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為の年月日及び金額

六　財産の購入又は運送についての支出（前金払及び概算払の場合を除く。）をしたとき　国有財産台帳若しくは物品管理簿に記載し、若しくは記録した年月日又は運送済みの年月日